

許可は下りても 軸重違反

通行許可そのものは取得できたものの、許可証の経路通りに走行して軸重違反を指摘されるケースが続発していることが、特殊車両を運行させる複数の運送会社への取材で明らかになった。それらに共通するのは、高速道路入り口に設置される自動計測装置によって測定された走行中の特殊車両の軸重が、規制値を超過しているという点だ。そうした運送会社では「通行許可は取れているが、あの経路は走るな」といった現場のドライバーへの指導がなされるなど、通行許可の本来あるべき姿とはかけ離れた行動をとらざるを得ない実態がある。特殊車両通行許可に詳しい専門家からも、制度そのものの改善が必要とする見方が出ている。

(西口訓生)

SOLAS条約が担保

この主張を支える「載」(30・48ト)以下であることが担保だ。荷送人(荷主)によるコンテナ総重量の測定・証明が義務化された「SOLAS条約」によってコンテナが「フル積

「あの経路は走るな」 専門家が指摘「制度改正が必要」

今年4月に日貨協(り口)の自動計測装置が実施した「第4回車両制限令違反状況調査」。調査に際しては兵庫県内の協同組合の担当者が手にするのは、「指導警告書、措置命令書を出された状況」と書かれた、3枚一組の用紙。用紙には、昨年4月の車限令違反の取り締まり体制強化以降の指導などを受けた16件の「違反」の日付、場所、概要の記載がある。

「平成29年9月29日 阪神高速 湾岸」

(線) 舞洲(IC入

し、管理者は反論した。「自動計測装置による測定値は確かなものなのかを検証しているのか」

計測装置が測定した同様の違反は、このほかにも3件ある。この組合とは別に、神戸市内の海上コンテナ輸送会社でも同様事例が続発。同社管理者は「海コンは8割がたの違反が軸重。自動計測装置による軸重摘発は7割程度」と話す。累積の違反点数も、大口多頻度割引に影響が及ぶライン「30点」の手前であることとを明かした。

先日、NEXCOの担当者からあった電話での指摘に対

管理者は、「特殊車両が静止した状態での軸重測定なら反論しない。しかし、高速入り口の減速義務に合わせてブレーキを踏んだことで、前のめりになって走行している特殊車両の軸重を測定しているから反論するん

だ」

ブレーキをかけた状態の特殊車両の軸重違反が数多く指摘されるケースについて、特殊車両通行許可に詳しい福島行政書士事務所(神戸市中央区)の福島広三代表は、「フル積載でも、11・5トまでしか軸重は認められておらず、これ以上の通行許可は今の法律では取れない。(海コンなど)中身の積み替えのできない状況での走行を適法にするには、法改正か自動計測装置の改善を求めるしかない」と話している。